

2019年7月1日

当座預金ご利用のお客さま 各位

株式会社秋田銀行

当座勘定照合票の紙帳票での送付廃止について

平素は秋田銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、当座勘定照合票の「電子交付サービス」を2019年4月より取扱開始したこと
にともない、2019年7月のお取引分より、紙帳票での送付を廃止いたします。

つきましては、「電子交付サービス」のご利用開始がお済みでない場合は、お早めに本サービスをご利用いただきますようお願い申し上げます。

1 「電子交付サービス」のご利用開始について

- (1) 電子交付サービスをご利用いただくために、「初回ログイン」を行っていただきます。
- (2) 初回ログインには「電子交付サービス 仮パスワード通知書」が必要です。
- (3) 通知書は4月に送付させていただいております。(万が一お手元がない場合は、お問合せ先へお申出ください。)
- (4) 詳しい操作方法は、別紙をご覧ください。

2 紙帳票での継続交付について

インターネット環境が整備されていないなど、やむを得ないご事情により、紙帳票での交付をご希望されるお客さまは、お手数ですがお早めにお取引店へお届け印をご持参のうえ、お申出ください。

なお、2019年7月のお取引分から必要なお客さまは、2019年7月31日(水)までにお申出ください。

(以 上)

【本件に関するお問合せ先】

秋田銀行E Bセンター

T E L : 0120-288-956

受付時間：銀行営業日 9：00～17：00

(別紙)

初回ログイン方法

- ① 「法人・個人事業主のお客さま」ページから、「電子交付サービス」をクリック



「電子交付サービス」ページが表示されます。



- ② 初回ログイン操作手順については、「ご利用開始手順」をご参照ください。
③ 「初回ログイン・各種変更はこちら」から、初回ログイン操作を行ってください。

(以上)